

公的賃貸住宅等のご案内

1 区営住宅〔区〕

区営住宅は、住宅に困窮している一定の所得以下の方を対象とした「練馬区が管理する住宅」です。

使用料は住宅の広さ（1DK～4DK）や世帯の所得等により概ね1万円台から7万円台です。

募集時期

5月下旬。5月21日号の「ねりま区報」でお知らせします（予定）。

募集区分

区営住宅は家族向769戸、単身者向34戸の計803戸を管理しています。そのうち空室となった（またはその見込みの）住宅について、入居者を募集します。

申込区分はつぎの4区分ですが、単身者向は住戸数が少ないため、募集がない場合があります。

一般世帯向

ひとり親（母子・父子）世帯向

申込者本人が配偶者（未届の夫または妻、婚約者を含む。）のいない方で、同居親族が義務教育中あるいはそれ以下の子どものみであること。

若年ファミリー向

40歳未満の世帯員で構成され、世帯員が配偶者のみであるか、配偶者および義務教育中あるいはそれ以下の子どものみであること。

若年ファミリー向は、入居期間に5年から10年の期限があります。詳しくは住宅課へお問合せください。

単身者向

原則として、親族と同居していない60歳以上などの単身者であること。

特例措置

ひとり親（母子・父子）世帯向および若年ファミリー向の特例として、同居親族に高齢者がいる世帯は、その方がつぎの条件をすべて満たす場合には申し込むことができます。

同居高齢者の方に配偶者（未届の夫または妻、婚約者を含む）がいないこと。

年齢が65歳以上であること。

就労等の収入がないこと（年金収入は含みません。）

優遇抽せん

次のいずれかに該当する世帯は、抽せんの当せん確率が2倍になります。

多数回申込み世帯（ご自身が5月に申込みをした区営住宅の落せんはがきを3枚提示できる方）〔一般世帯向が対象〕

心身障害者を含む世帯〔一般世帯向が対象〕

義務教育中あるいはそれ以下の子どもが3人以上の多子世帯〔ひとり親（母子・父子）世帯向と若年ファミリー向が対象〕

住宅一覧 申込みの際に住宅を選ぶことはできません。

上石神井一丁目第二アパート	石神井台三丁目アパート	早宮三丁目第三アパート
北町五丁目アパート	関町北二丁目アパート	東大泉一丁目アパート
北町五丁目第二アパート	高野台三丁目アパート	東大泉二丁目アパート
小竹町二丁目アパート	高野台四丁目アパート	東大泉二丁目第二アパート
桜台六丁目アパート	豊玉北一丁目アパート	平和台三丁目アパート
下石神井二丁目アパート	豊玉南三丁目アパート	平和台三丁目第二アパート
下石神井四丁目アパート	豊玉北六丁目アパート	

申込資格（詳細は申込みの際に募集案内でご確認ください。）

申込者が練馬区内に引き続き1年以上住んでいる成年者であること。

世帯の所得の合計が基準内であること（6ページ参照）。

同居親族または同居しようとする親族がいること（単身者向を除く。）

（未届けの夫または妻、婚約者、パートナーを含む。）

婚約者の場合は入居の手続きまでに入籍することが条件になります。また、原則として同居親族を除いた申込みはできません。

現に住宅に困っていること。

（借家・アパート・社宅・寮等の居住者で現に住宅に困窮していることが明らかであること。）

申込者（同居親族を含む。）が暴力団員でないこと。

申込方法

5月21日号の「ねりま区報」でお知らせする申込期間中に、区役所1・2階、庁舎総合案内、住宅課（本庁舎13階）、区民事務所（練馬区民事務所を除く。）、図書館（南大泉図書館分室を除く。）で配布する募集案内を受け取り、添付されている申込書に必要事項を記入のうえ、住宅課へ郵送または直接お持ちください。

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 住宅係 5984-1619

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/jutakufukushi/kou_jyutaku.html

2 区立高齢者集合住宅〔区〕

区立高齢者集合住宅は、住宅に困窮している一定の所得以下の高齢者の方を対象とした「練馬区が管理する住宅」です。

高齢者の特性に配慮した民間住宅を練馬区が借り上げて、提供しています。住宅には、緊急時に対応できるよう緊急通報システムが設置されています。

募集時期

11月下旬。11月21日号の「ねりま区報」でお知らせします（予定）。

募集区分（空き家募集のため、区分ごとに募集を行わない場合があります。）

- ・ 単身世帯向（1DK）
- ・ 二人世帯向（2DK）

住宅一覧 **申込みの際に住宅を希望することはできません。**

羽 沢 高 齢 者 集 合 住 宅	豊 玉 高 齢 者 集 合 住 宅
土 支 田 高 齢 者 集 合 住 宅	高 松 高 齢 者 集 合 住 宅

申込資格（詳細は申込みの際に募集案内でご確認ください。）

単身世帯向

- ・ 65歳以上の単身者であること。
- ・ 年間の所得が2,568,000円以下であること。

二人世帯向

- ・ 65歳以上の申込者と60歳以上の同居親族（パートナーを含む）の二人世帯であること。
- ・ 世帯の年間所得（二人の合計）が2,948,000円以下であること。

単身世帯向、二人世帯向共通事項

- ・ 申込者が練馬区内に引き続き3年以上住んでいること。
- ・ 日常生活が営める状況であること。
- ・ 現に住宅に困っていること。
- ・ 申込者（同居親族、パートナーを含む。）が暴力団員でないこと。

申込方法

11月21日号の「ねりま区報」でお知らせする申込期間中に、区役所1・2階庁舎総合案内、住宅課（本庁舎13階）、区民事務所（練馬区民事務所を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）で配布する募集案内を受取り、添付されている申込書に必要事項を記入のうえ、住宅課へ郵送または直接お持ちください。

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 住宅係

5984-1619

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/jutakufukushi/kou_jyutaku.html

3 都営住宅〔都〕

都営住宅は、住宅に困窮している一定の所得以下の方を対象とした「東京都が設置・管理する住宅」です。

募集するときは、その月の1日号の「ねりま区報」でお知らせします。

なお、下表の募集日程・募集内容は、変更になる場合もあります。

申込方法

「ねりま区報」でお知らせする申込期間中に、区役所1・2階庁舎総合案内、住宅課（本庁舎13階）区民事務所（練馬区民事務所を除く。）、図書館（南大泉図書館分室を除く。）で配布する募集案内を受取り、添付されている申込書に必要事項を記入のうえ、郵送でお申し込みください。申込書は募集案内の配布期間内に限りホームページからダウンロードして印刷することができます。

都営住宅は、東京都が募集するもので都内在住が条件です。同じ時期に、練馬区が地元割当分として募集する場合があります（区内在住が条件です。）

募集時期	区報でのお知らせ	対象世帯	決定方式
5月上旬	5月1日号の区報	・家族向 ・単身者向 ・若年夫婦・子育て世帯向 (定期使用住宅 ¹)	抽せん
8月上旬	8月1日号の区報	家族向	ポイント方式 ²
		・単身者向 ・シルバーピア ³	抽せん
11月上旬	11月1日号の区報	・家族向 ・単身者向 ・若年夫婦・子育て世帯向 (定期使用住宅 ¹)	抽せん
2月上旬	2月1日号の区報	家族向	ポイント方式 ²
		・単身者向 ・シルバーピア ³	抽せん

- 1 定期使用住宅(若年夫婦・子育て世帯向)の入居期間は原則として10年です。
- 2 ポイント方式は、対象を「ひとり親、高齢者、心身障害者、多子、特に所得の低い一般世帯、車いす使用者世帯」に限った募集で、住宅に困っている度合いの高い方から入居を決定する方式です。
- 3 シルバーピアは、65歳以上の単身者または65歳以上の二人世帯(配偶者はおおむね60歳以上)の方が申し込むことのできる住宅です。
居室内で病死等があった住宅が掲載される場合があります。詳しくは募集案内でご確認ください。

< 毎月募集 > - 家族向・抽選方式 -

主に若年夫婦・子育て世帯、定期使用住宅の使用許可日から5年が経過した世帯、事業再建者、東日本大震災等の被災者を対象として、比較的低倍率の住戸などを毎月公募しています。

申込時期は、毎月の中旬から下旬です。

お知らせは東京都住宅供給公社のホームページに掲載されます。申込書も同ホームページに掲載されますので、ダウンロードして印刷のうえ、応募してください。

お知らせ・申込書の区の窓口での配布はありません。

なお、年4回の家族向募集と同時に申し込みができます。

< 随時募集 > - 家族向 -

2人以上の家族を対象として、定期募集（年4回）および毎月募集で申込みのなかった住宅の一部を随時公募しています。

お知らせは東京都住宅供給公社のホームページに掲載されます。申し込みは電話で受け付けています。直接電話して応募してください。審査に必要や審査日程のご案内が郵送されます。

お知らせ・申込書の区の窓口での配布はありません。

詳しくは、東京都住宅供給公社都営住宅募集センターへお問い合わせください。

都営住宅の申込資格一覧

詳しくは募集案内をご確認ください。

募集する住宅		募集時期	主な申込資格	居住要件
家族向		5月	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者本人が成年者であること。(外国人は在留資格が確認できること。) ・同居親族(パートナーを含む)がいること。 ひとり親、高齢者、障害者等の方は優遇抽せん制度あり 	申込時に都内(地元割当は区内)在住
定期使用住宅 (入居期間原則として10年) ・若年夫婦向 ・子育て世帯向		11月	<若年夫婦・子育て世帯向> ・「夫婦」「夫婦と子」または「ひとり親と子」の世帯。「全員が40歳未満」または「全員が45歳未満でそのうち18歳未満の子が3人以上いる」こと。	申込時に都内 在住
単身者向 (8月・2月は、車いすを使用する方向けの募集もあります。)		5月 8月 11月 2月	単身(原則として同居親族がいない方)で次のいずれかに該当すること。 ・原則として60歳以上 ・生活保護受給者または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給者 ・身体障害者手帳1～4級 ・愛の手帳1～4度 ・精神障害者保健福祉手帳1～3級 ・ハンセン病療養所入所者等 ・DV被害者	申込時に都内(地元割当は区内)3年以上在住
シルバリア	単身者向	8月	・65歳以上で、原則として同居親族がいないこと。	申込時に都内(地元割当は区内)3年以上在住
	二人世帯向	2月	・申込者本人、同居親族(パートナーを含む)とともに65歳以上の世帯であること。	

募集する住宅		募集期	主な申込資格	居住要件
ポイント方式 (家族向)	ひとり親世帯向	8月 2月	・配偶者(未届の夫・妻、婚約者を含む。)のいない方で、同居親族が20歳未満の子だけであること。	申込時に都内3年以上在住
	高齢者世帯向		申込者本人が60歳以上の方で、同居親族全員が次のいずれかに該当すること。 ・配偶者(パートナーを含む) ・おおむね60歳以上の方 ・18歳未満の児童	
	心身障害者世帯向		申込者本人または同居親族(パートナーを含む)が次のいずれかに該当すること。 ・身体障害者手帳1～4級 ・愛の手帳1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 ・戦傷病者手帳所持者で恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上	
	多子世帯向		・同居親族に18歳未満の児童が3人以上いる世帯	
	特に所得の低い一般世帯		・生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯 ・申込者本人が40歳以上であり、同居親族全員が40歳以上または18歳未満であること。	
	車いす使用者世帯向け	8月 2月	申込者本人または同居親族(パートナーを含む)が身体障害者手帳1・2級などの車いす使用者(満6歳以上で住居内の移動にも車いすが必要な方)であること。	申込時に都内在住

所得基準

都営住宅に申し込むには、下記の所得基準を満たすことが必要です。

所得基準表	家族人数	一般区分(単位:円)	特別区分(単位:円)
	1人	0～1,896,000	0～2,568,000
	2人	0～2,276,000	0～2,948,000
	3人	0～2,656,000	0～3,328,000
	4人	0～3,036,000	0～3,708,000
	5人	0～3,416,000	0～4,088,000
	6人	0～3,796,000	0～4,468,000
	家族人数が7人以上の場合は、1人増えるごとに38万円加算		

(注) 表中の金額は、「給与所得の方は給与所得控除後の金額」「事業等所得の方は必要経費を差し引いた後の金額」「公的年金を受けている方は公的年金等控除を差し引いた金額」から、それぞれ特別控除を差し引いた金額です。

特別区分世帯

- ・ 身体障害者手帳 1 ～ 4 級または愛の手帳 1 ～ 3 度または精神障害者保健福祉手帳 1 ・ 2 級の方を含む世帯
- ・ 戦傷病者手帳所持者で恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の方を含む世帯
- ・ 原子爆弾被爆者（厚生労働大臣の認定書の交付を受けていること。）の方を含む世帯
- ・ 海外からの引揚者（引揚日から 5 年未満であり、厚生労働省の引揚証明で確認できること。）の方を含む世帯
- ・ ハンセン病療養所入所者等（国立ハンセン病療養所の長等の発行する証明書で確認できること。）の方を含む世帯
- ・ 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者がいる世帯
- ・ 申込者本人が原則 60 歳以上であり、かつ同居親族がすべて原則 60 歳以上または 18 歳未満の世帯

住宅困窮

原則として、借家、アパート、社宅、寮等の居住者で現に住宅に困窮していること（自家所有者（住宅または土地の所有者）と公的な住宅（UR 賃貸住宅・公社住宅、都民住宅、公営住宅等）居住者は、別途要件を満たすことが必要です。）

暴力団員でないこと

申込者（同居親族、パートナー）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

お問合せ：東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 3 4 9 8 - 8 8 9 4
ホームページ：<https://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/index.html>

4 都民住宅〔都〕

都民住宅は、国の「特定優良賃貸住宅制度」を活用し、東京都と国の補助により入居者の家賃負担を軽減した、中堅所得者層を対象とする家族向けの賃貸住宅です（一部家賃補助のない住宅もあります。）

都営住宅や区営住宅の所得基準を超える方が申し込むことができます。

都民住宅にはつぎの 3 タイプがあります。

募集の種類	問 合 せ 先
東京都施行型	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 3 4 9 8 - 8 8 9 4
公社施行・借上型	東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 3 4 0 9 - 2 2 4 4
法人管理型 （民間建設）	

総合案内テレホンサービス 6418 - 5571（プッシュ音の出ない電話からはご利用できません。）

東京都施行型は、抽せん方式の募集「(空き家入居者)待機者募集」と先着順募集を行います。抽せん方式の募集は、募集する月の広報「東京都」に掲載します。その他は先着順で募集します。ホームページから空き家検索、申込みができます。

申込資格

日本国内に居住していること。
ただし、東京都施行型の場合は都内に居住している方に限ります。
同居親族がいること。
世帯の所得が所得基準内であること。
住宅に困っていること。
申込者(同居親族含む。)が暴力団員でないこと。
詳しくは募集パンフレット、ホームページをご覧ください。

申込書の配布場所「(空き家入居者)待機者募集」

東京都施行型 …………… 6月上旬・12月上旬
募集期間中に区役所および東京都・公社窓口センターで配布します。

お問い合わせ：上記のとおり(東京都住宅供給公社 各住宅募集センター)
ホームページ：https://www.to-kousya.or.jp/chintai/tomin_top/index.html

5 公社一般賃貸住宅〔東京都住宅供給公社〕

公社一般賃貸住宅は、東京都住宅供給公社が建設・所有し、管理する賃貸住宅です。

なお、都民住宅のように家賃補助の制度はありません。

申込みは随時先着順で受付けています。ただし、新築住宅などで一部入居希望者を募集・抽せんする場合があります。

募集時期

先着順募集 …………… 常時

申込資格

税込月収が公社の定める月収基準以上であることが必要です。
収入要件以外にも、いくつかの申込資格があります。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

申込方法

公社募集センター(03-3409-2244)から直接申込みができます。
また、ホームページから申込みができます。

お問い合わせ：東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 3409-2244
ホームページ：<https://www.to-kousya.or.jp/chintai/index.html>

6 UR賃貸住宅〔都市再生機構〕

独立行政法人都市再生機構が供給する中堅所得者向けの住宅です。一部には単身者も申し込める住宅があります。

募集時期

原則として先着順です。住宅一覧は各営業センターで配布されるパンフレット、ホームページをご覧いただき、空き室状況は営業センターもしくはフリーダイヤルでご確認ください。

申込資格

毎月の平均月収額が都市再生機構の定める基準月額以上であること。

収入要件以外にも、いくつかの申込資格があります。

詳しくは、募集パンフレット等をご覧ください。

UR賃貸住宅へ入居を検討されている高齢者向けに、シニアアドバイザーが相談を受ける窓口があります。

UR八重洲営業センター内 電話 03-3527-9502（火・土）

UR新宿営業センター内 電話 03-5990-5820（木・土）

開設時間はいずれも午前10時から午後5時（正午から午後1時を除く。）

お問合せ：空き室状況フリーダイヤル 0120-411-363

携帯電話・PHSからはご利用いただけません。

ホームページ：<https://www.ur-net.go.jp/chintai/>

7 UR賃貸住宅（シルバー住宅）〔都市再生機構〕

高齢者のみが入居できる住宅で世帯向けと単身者向けがあります。都営住宅シルバーピア、区立高齢者集合住宅と同じように入居者の安否確認や緊急時の対応をしています。

ただし、UR賃貸住宅の高齢者向けの住宅への入居は、都営住宅シルバーピアの場合と異なり、一定基準以上の収入があることが要件になります。

申込方法

先着順による受付。空き室状況を営業センターもしくはフリーダイヤルで確認のうえ、営業センターでお申し込みください。

申込資格

入居する方全員が65歳以上であること（ただし、夫婦のみの世帯の場合どちらか一方の方が65歳以上であれば、他の方が60歳以上でも申込むことができます。）

毎月の平均収入額が都市再生機構の定める基準月額以上であること。

このほかにも、いくつかの申込資格があります。

詳しくは、ホームページでご覧になるか、営業センターにお問い合わせください。

申込書の配布場所

申込書は配布していません。

お問合せ：空室状況フリーダイヤル 0120-411-363

携帯電話・PHSからはご利用いただけません。

ホームページ：<https://www.ur-net.go.jp/chintai/whats/system/eldery/>

8 UR賃貸住宅（高齢者向け優良賃貸住宅）〔都市再生機構〕

高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき定められた制度を取り入れた賃貸住宅です。

60歳以上の単身世帯、または60歳以上の方のみの二世帯向け住宅で、入居者が万一の場合（事故、急病等）の連絡など緊急時対応サービスを利用できます（有料）。当該サービスの契約は入居条件です。

募集時期

毎月募集が行われます（一部、先着順受付があります。）。

申込資格

毎月の平均収入額が都市再生機構の定める基準月額以上であること。

このほかにも、いくつかの申込資格があります。

詳しくは、募集パンフレット、ホームページでご確認ください。

申込書の配布場所

募集時期に営業センターで配布

区役所では配布していません。

お問合せ：空室状況フリーダイヤル 0120-411-363

携帯電話・PHSからはご利用いただけません。

ホームページ：<https://www.ur-net.go.jp/chintai/whats/system/eldery/>

9 高齢者向け民間賃貸住宅の申込み〔区〕

公営住宅への転居が決まるまでの期間（原則として6年間まで）、民間の賃貸住宅を紹介し、家賃の一部を補助します（現在お住まいの住宅への補助ではありません）。入居期間中は対象となる公営住宅の募集にすべてお申し込みいただくことになります。

募集時期

年1回（予定） 「ねりま区報」で申込登録者の募集をお知らせします。

申込資格

65歳以上の単身世帯、または65歳以上の方を含む60歳以上の二世帯であること。

日常生活をおくることについて自立した状態であること。または介護を受けられていることで支障のない状態であること。

練馬区内に引き続き3年以上居住していること。

所得が定められた基準内(単身世帯は256万8千円以下、二世帯は294万8千円以下)であること。

住宅に困っていること。

公営住宅への入居を希望し、入居資格があること。

生活保護を受給している方は、申し込めません。

原則として、自家所有者は申し込めません。

お問合せ:練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 施設係 5984-4586

10 母子生活支援施設〔区〕

母子生活支援施設は、生活上の様々な課題を抱え、子どもの養育が十分にできない場合に、母親と子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。

居室を提供する他、母子支援員等が母親の生活相談や、子どもの学習指導等を行います。

対象 18歳未満の子どもを養育している配偶者のいない(またはこれに準ずる)母親と子ども

費用 所得に応じた費用の負担があります。

お問合せ:練馬区 福祉部

〒176 の地域の方 練馬総合福祉事務所相談係 5984-4742

〒177 の地域の方 石神井総合福祉事務所相談係 5393-2802

〒178 の地域の方 大泉総合福祉事務所相談係 5905-5263

〒179 の地域の方 光が丘総合福祉事務所相談係 5997-7714

ホームページ:

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jinken/josei/boshiseikatasu.html>

11 居住支援(保証機関利用による保証)〔区〕

保証人が見つからないため、民間賃貸住宅に入居することが困難な高齢者世帯等に対し、区と協定を結んだ一般社団法人全国保証機構に加盟している民間保証会社と協力し民間賃貸住宅への入居を支援します。

保証人のかわりとなる民間保証会社を紹介し、当該保証会社と契約を結んだ際に支払った保証料の1/2(上限2万円)を助成します。

対象

ア 高齢者世帯・・・65歳以上の単身世帯、または65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで構成されている世帯

イ 障害者世帯・・・身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上または精神障害者保健福祉手帳2級以上の方がいる世帯

ウ ひとり親世帯・・・18歳未満の児童と母または父のみで構成される母子および父子家庭世帯

上記の世帯であって、下記の要件を満たすもの
 現在、区内に引き続き2年以上居住していること。
 区内の民間賃貸住宅に居住すること。
 緊急連絡先（親族、知人など）があること。
 対象者に応じて、区が提供する福祉サービスを利用すること。
 保証人がいないこと。
 生活保護法による保護受給世帯でないこと。
 世帯の世帯員の所得が基準額を超えないこと。

扶養親族等がない場合	3,604,000 円
扶養親族等の数が1人の場合	3,984,000 円
扶養親族等の数が2人の場合	4,364,000 円
扶養親族等の数が3人の場合	4,744,000 円

お問合せ：

高齢者世帯の方

〒176 の地域の方	練馬総合福祉事務所高齢者支援係	5 9 8 4 - 1 6 7 0
〒177 の地域の方	石神井総合福祉事務所高齢者支援係	5 3 9 3 - 2 8 1 8
〒178 の地域の方	大泉総合福祉事務所高齢者支援係	5 9 0 5 - 5 2 7 5
〒179 の地域の方	光が丘総合福祉事務所高齢者支援係	5 9 9 7 - 7 7 6 2

障害者世帯（身体）の方

〒176 の地域の方	練馬総合福祉事務所障害者支援係	5 9 8 4 - 4 6 0 9
〒177 の地域の方	石神井総合福祉事務所障害者支援係	5 3 9 3 - 2 8 1 6
〒178 の地域の方	大泉総合福祉事務所障害者支援係	5 9 0 5 - 5 2 7 2
〒179 の地域の方	光が丘総合福祉事務所障害者支援係	5 9 9 7 - 7 7 9 6

障害者世帯（知的）の方

〒176 の地域の方	練馬総合福祉事務所知的障害者担当係	5 9 8 4 - 4 6 1 1
〒177 の地域の方	石神井総合福祉事務所知的障害者担当係	5 3 9 3 - 2 8 1 5
〒178 の地域の方	大泉総合福祉事務所知的障害者担当係	5 9 0 5 - 5 2 7 3
〒179 の地域の方	光が丘総合福祉事務所知的障害者担当係	5 9 9 7 - 7 0 7 5

障害者世帯（精神）の方

ひとり親世帯の方

〒176 の地域の方	練馬総合福祉事務所相談係	5 9 8 4 - 4 7 4 2
〒177 の地域の方	石神井総合福祉事務所相談係	5 3 9 3 - 2 8 0 2
〒178 の地域の方	大泉総合福祉事務所相談係	5 9 0 5 - 5 2 6 3
〒179 の地域の方	光が丘総合福祉事務所相談係	5 9 9 7 - 7 7 1 4

保証料助成金については

生活福祉課管理係 5 9 8 4 - 1 5 3 2

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/shogai/nichijo/jidosha/jukyoshien.html>

家賃債務保証制度（15 ページ）も併せてご覧ください。

12 住まい確保支援事業（住まい探しのお手伝い）〔区〕

（１）空き室物件の情報提供

家賃、部屋の広さ、最寄り駅など条件に合う物件を区内不動産団体に照会し、ご希望に合うお部屋の情報（アパートなどの図面）を提供します。

希望条件によっては、空き室情報が提供できない場合があります。

ご利用できる方（練馬区在住の方）

- ・ 高齢者世帯（65歳以上の方のみで構成する世帯。単身世帯含む。）
- ・ 障害者世帯（障害者のいる世帯。単身世帯含む。）
- ・ ひとり親家庭（18歳までのお子さんのいるひとり親家庭）

受付窓口

- ・ 練馬区 建築・開発担当部 住宅課
- ・ 練馬総合福祉事務所（〒176の地域にお住まいの方）
- ・ 光が丘総合福祉事務所（〒179の地域にお住まいの方）
- ・ 石神井総合福祉事務所（〒177の地域にお住まいの方）
- ・ 大泉総合福祉事務所（〒178の地域にお住まいの方）

（２）伴走型支援

区が委託する東京都指定の居住支援法人が、ご自身だけでは、契約や転居等の手続きができない方を対象に物件の紹介や見学・契約への同行などを行い、住まい探いを支援します。

ご利用できる方の例（詳しくは住宅課までご相談ください。）

- ・ 高齢で立ち退きを迫られている方
- ・ 障害のある方または障害者のいる世帯

受付窓口

- ・ 練馬区 建築・開発担当部 住宅課

お問い合わせ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 管理係

5 9 8 4 - 1 2 8 9

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/jutakufukushi/kakuho/index.html>



13 サービス付き高齢者向け住宅

〔(公財)東京都福祉保健財団〕

サービス付き高齢者向け住宅は、平成 23 年 10 月に開始された制度で、バリアフリー構造等を有し、安否確認システム、生活相談サービス等を提供する賃貸住宅です。

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

<https://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php>

お問合せ：公益財団法人 東京都福祉保健財団

3 3 4 4 - 8 6 3 7

ホームページ：<http://www.fukushizaidan.jp/303satsuki/index.html>

14 あんしん居住制度

〔(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター〕

この制度は、利用者の負担で見守りや葬儀、残存家財の片付けのサービスを提供することにより、家主さんの不安を解消し、病気・事故・孤独死などの不安を解消し、安心して居住できるよう支援する制度です。

詳しくは、公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターにお問い合わせください。

お問合せ：公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

5 9 8 9 - 1 7 8 4

ホームページ：<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/anshin.html>

15 家賃債務保証制度〔(一財)高齢者住宅財団〕

一般財団法人高齢者住宅財団が、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住居退去者世帯を対象に家賃の支払債務を保証することにより、登録住宅の貸主、入居を希望する高齢者等を支援する制度です。対象住宅や保証の対象・保証料等の詳細はお問い合わせください。

居住支援(保証機関利用による保証)(11~12ページ)も併せてご覧ください。

お問合せ：一般財団法人 高齢者住宅財団

6 8 8 0 - 2 7 8 1

ホームページ：http://www.koujuuzai.or.jp/service/rent_guarantees/

16 賃貸住宅トラブル防止ガイドライン〔都〕

東京都では、賃貸住宅紛争防止条例の施行に伴い、民間賃貸住宅の賃貸権をめぐるトラブルの防止を目的にガイドラインを作成しました。「ガイドライン」では、賃貸住宅のトラブルを防止するために知ってもらいたい、退去時の復旧や入居中の修繕に関する費用負担の原則や、契約や住まい方で注意すべきことについて説明しています。

このガイドラインは、東京都のホームページでご覧いただけます。また書店にて購入することもできます。取扱いの書店等、詳しくはお問い合わせください。

お問合せ：東京都 住宅政策本部 民間住宅部 不動産課 5320-4958
ホームページ：

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/tintai/310-3-jyuutaku.htm

